

平成19年5月  
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

平成19年5月18日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	税 務 課 長 藤 平 光 雄 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
---------------	-------------------

---

議 事 日 程

議事日程第1号の1

第1 仮議席の指定

第2 勝浦市議会議長の選挙

議事日程第1号の2

第1 議席の指定

第2 会期の決定

第3 会議録署名議員の指名

第4 勝浦市議会副議長の選挙

第5 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

第6 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

第7 議会運営委員の選任について

第8 常任委員の選任について

第9 議案上程・説明・質疑・討論・採決

- 議案第26号 専決処分の承認を求めることについて  
(勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 議案第27号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第28号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

---

## 開 会

平成19年5月18日(金) 午前10時00分開会

○事務局長(関 修君)おはようございます。本日はご苦労さまでございます。一般選挙後の初議会でございますので、議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいま出席されている議員の中で児安利之議員が年長の議員でございますので、臨時議長として児安利之議員をご紹介申し上げます。児安利之議員、議長席にお着き願います。

[児安利之君、議長席へ着席]

○臨時議長(児安利之君)ただいまご紹介をいただきました児安でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。これより平成19年5月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。議事日程につきましては、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

## 仮議席の指定

○臨時議長(児安利之君)日程第1、仮議席の指定であります。

議事の進行上、この際、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時03分 休憩

---

午前10時50分 開議

## 勝浦市議会議長の選挙

○臨時議長(児安利之君)休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2、これより勝浦市議会議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（児安利之君）ただいまの出席議員数は18人です。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○臨時議長（児安利之君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（児安利之君）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（児安利之君）異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長をして点呼いたします。関事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○臨時議長（児安利之君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（児安利之君）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（児安利之君）開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に刈込欣一議員及び土屋元議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開票〕

○臨時議長（児安利之君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票16票、無効投票2票。有効投票中、末吉定夫議員15票、岩瀬義信議員1票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、末吉定夫議員が勝浦市議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました末吉定夫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、当選承諾のごあいさつをお願いいたします。末吉定夫議員。

〔18番 末吉定夫君登壇〕

○18番（末吉定夫君）一言、御礼のごあいさつを申し上げさせていただきます。

ただいまは、選挙において議長という大役を仰せつかりましたけれども、私には分不相応ではございますけれども、全身全霊をかけてこの職を全うしたいと思います。どうか皆様方のますますのご指導をよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが、私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○臨時議長（児安利之君）それでは、議長が決まりましたので、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

〔議長、臨時議長と交代〕

○議長（末吉定夫君）臨時議長と交代いたしました。議会運営に関しましては、至ってふなれでこ

ございますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事日程を作成する都合がございますので、暫時休憩いたします。

午前 11時05分 休憩

---

午後 1時00分 開議

### 議 席 の 指 定

○議長（末吉定夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席の番号を事務局長に朗読させます。関事務局長。

○事務局長（関 修君）議長の指定する議席番号と氏名を申し上げます。なお、敬称は省略させていただきます。

前列の議長席に向かって右側から申し上げます。1番・土屋 元、2番・忍足邦昭、3番・根本 譲、4番・岩瀬洋男、5番・中村一夫、6番・刈込欣一。次に、2列目に移ります。7番・岩瀬義信、8番・寺尾重雄、9番・渡辺玄正、10番・児安利之、11番・高橋秀男、12番・板橋 甫、13番・丸 昭、14番・八代一雄。次に、最後列に移ります。15番・水野正美、16番・伊丹富夫、17番・黒川民雄、18番・末吉定夫。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

---

### 会 期 の 決 定

○議長（末吉定夫君）日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）ご異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

---

### 会議録署名議員の指名

○議長（末吉定夫君）日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において板橋 甫議員及び伊丹富夫議

員を指名いたします。

---

### 勝浦市議会副議長の選挙

○議長（末吉定夫君）日程第4、これより勝浦市議会副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（末吉定夫君）ただいまの出席議員数は18人です。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（末吉定夫君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（末吉定夫君）異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長をして点呼いたします。関事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（末吉定夫君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（末吉定夫君）開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に刈込欣一議員及び土屋 元議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（末吉定夫君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票17票、無効投票1票。有効投票中、板橋 甫議員17票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は5票であります。よって、板橋 甫議員が勝浦市議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました板橋 甫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

当選承諾のごあいさつをお願いいたします。板橋 甫議員。

〔12番 板橋 甫君登壇〕

○12番（板橋 甫君）ただいまの選挙の結果、副議長に当選させていただきました。大変ありがとうございます。私、非常に非才ではございますけれども、末吉議長の代理職といたしまして、誠心誠意、議会の公正かつ円満な運営に心がけてまいりたいというふうに思っております。ぜひとも、皆様方の変わらぬご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます、ごあいさつに

かえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

---

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（末吉定夫君）日程第5、これより千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（末吉定夫君）ただいまの出席議員数は18人です。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（末吉定夫君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（末吉定夫君）異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

事務局長をして点呼いたします。関事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（末吉定夫君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（末吉定夫君）開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に刈込欣一議員及び土屋 元議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（末吉定夫君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票16票、無効投票2票。有効投票中、板橋 甫議員15票、児安利之議員1票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は4票であります。よって、板橋 甫議員が千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました板橋 甫議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（末吉定夫君）日程第6、これより夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙は投票により行います。議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（末吉定夫君）ただいまの出席議員数は18人です。投票用紙を配布いたします。

〔投票用紙配布〕

○議長（末吉定夫君）投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（末吉定夫君）異状なしと認めます。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約第6条の規定により、3名を選出することとなっておりますので、高点順に3名を当選人といたします。

事務局長をして点呼いたします。関事務局長。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（末吉定夫君）投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（末吉定夫君）開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に刈込欣一議員及び土屋 元議員を指名いたします。よって、両議員の立ち会いを願います。

〔開 票〕

○議長（末吉定夫君）選挙の結果を報告いたします。

投票総数18票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票16票、無効投票2票。有効投票中、水野正美議員6票、伊丹富夫議員5票、岩瀬義信議員5票。以上のおりであります。この選挙の法定得票数は2票であります。よって、水野正美議員、伊丹富夫議員、岩瀬義信議員の3名が夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました水野正美議員、伊丹富夫議員、岩瀬義信議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

議会運営委員の選任について

○議長（末吉定夫君）日程第7、これより議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第1項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。議長が指名すべき者の氏名を事務局長に朗読させます。関事務局長。

○事務局長（関 修君）議長が指名すべき者につきまして、氏名を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

板橋 甫、伊丹富夫、児安利之、寺尾重雄、丸 昭、水野正美、八代一雄、渡辺玄正、以上8名でございます。

○議長（末吉定夫君）お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおりの指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後1時36分 休憩

---

午後2時10分 開議

○議長（末吉定夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。関事務局長。

○事務局長（関 修君）互選の結果による正副委員長の当選者の氏名をご報告いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

議会運営委員会委員長、水野正美、同じく副委員長、渡辺玄正。

以上でございます。

---

議事日程の追加について

○議長（末吉定夫君）ただいま議会運営委員長から議会運営委員会の所管事項の調査につきまして、会議規則第103条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）ご異議なしと認めます。よって、この際、議会運営委員会の所管事項の調査についてを日程に追加し、議題とすることに決しました。

## 議会運営委員会の所管事項の調査について

○議長（末吉定夫君） それでは、資料を配布させます。

〔資料配布〕

○議長（末吉定夫君） 配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） 配布漏れなしと認めます。 それでは、議会運営委員会の所管事項の調査についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の説明を求めます。水野議会運営委員長。

〔議会運営委員長 水野正美君登壇〕

○議会運営委員長（水野正美君） 議長よりご指名がありましたので、説明を申し上げます。

議会運営委員会の所管事項の調査につきましては、地方自治法第 109 条第 9 項が準用されることから、特定の事件であること、また会期不継続の原則が適用されることから、閉会中もお継続調査をする必要がありますので、お手元へ配布の閉会中の継続調査申出書のとおり、議長に対し、継続調査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして議会運営委員長の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより委員長の説明に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、本件については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。これより議会運営委員会の所管事項の調査についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、閉会中の継続調査に付することにより決しました。

---

## 常任委員の選任について

○議長（末吉定夫君） 日程第 8、これより常任委員の選任を行います。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第 5 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。議長が指名すべき者の氏名を事務局長に朗読させます。関事務

局長。

- 事務局長（関 修君）議長が指名すべき者につきまして、氏名を朗読いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

総務常任委員会委員。板橋 甫、岩瀬義信、忍足邦昭、刈込欣一、黒川民雄、児安利之、高橋秀男、丸 昭、水野正美、以上9名でございます。

教育民生常任委員会委員。岩瀬洋男、忍足邦昭、刈込欣一、末吉定夫、高橋秀男、土屋 元、中村一夫、根本 譲、渡辺玄正、以上9名でございます。

建設経済常任委員会委員。伊丹富夫、岩瀬洋男、岩瀬義信、黒川民雄、土屋 元、寺尾重雄、中村一夫、根本 譲、八代一雄、以上9名でございます。以上です。

- 議長（末吉定夫君）お諮りいたします。ただいま朗読いたしましたとおり、それぞれ指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（末吉定夫君）ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

午後2時17分 休憩

---

午後3時00分 開議

- 議長（末吉定夫君）休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に各常任委員会の委員長、副委員長の互選が終わりましたので、当選者の氏名を事務局長に報告させます。関事務局長。

- 事務局長（関 修君）互選の結果による正副委員長の当選者の氏名を報告いたします。なお、敬称は省略させていただきます。

総務常任委員会委員長、児安利之、同じく副委員長、刈込欣一。

教育民生常任委員会委員長、高橋秀男、同じく副委員長、土屋 元。

建設経済常任委員会委員長、黒川民雄、同じく副委員長、八代一雄。以上でございます。

---

議案上程・説明・質疑・討論・採決

- 議長（末吉定夫君）市長より議案の送付がありましたので、職員に朗読させます。目羅係長。

〔職員朗読〕

- 議長（末吉定夫君）ただいま朗読いたしました議案は、お手元へ配布したとおりであります。

それでは、日程第9、市長提出議案を上程いたします。

議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。市長から提案理由の説明求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

- 市長（藤平輝夫君）ただいま議題となりました議案第26号 専決処分の承認を求めることについて

て、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成19年3月30日、法律第4号をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、課税事務上、緊急を要するため、去る4月1日に専決処分いたしましたので、議会に報告し、ご承認をいたごうとするものであります。

それでは、勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。

初めに、市たばこ税についてであります。市たばこ税の税率について、特例税率を廃止し、本則税率の1,000本当たり3,298円に改めようとするものであります。

次に、固定資産税についてであります。1点目は長寿化社会における住宅のバリアフリー化を支援するため、一定のバリアフリー改修工事が行われた既存の住宅または区分所有に係る家屋の専有部分について、固定資産税の減額制度を創設しようとするものであります。

2点目は、鉄軌道用地のうち複合利用鉄軌道用地の評価方法が変更されたことに伴い、鉄軌道用地の価格の特例を規定しようとするものであります。

次に、市民税の課税の特例についてであります。1点目は、上場株式等を譲渡した場合の軽減税率の適用期限を平成21年度まで、1年延長しようとするものであります。

2点目は、特定中小企業会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を平成21年3月31日まで、2年延長しようとするものであります。

3点目は、特定中小企業が発行した株式の譲渡損失に係る特例期間を平成21年3月31日まで、2年間延長しようとするものであります。

4点目は、社会保険料控除について、租税条約の規定に基づき支払った一定額の保険料を控除対象としようとするものであります。

このほか、法改正等による根拠条項の移動等により、条文の整理を行おうとするものであります。

以上で議案第26号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君）これより質疑に入るのであります。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）今、提案理由の説明があったんですが、この今回の26号、そして27号もそうだと思うんですが、ことしの3月23日に国会で成立した地方税法の改正に伴う条例改正だというふうに理解しておるんですが、そういうことでいいのかどうか。

同時にまた、担当からも少し補足的な説明をいただければ質疑の参考になろうと思うので、お願いしたい。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君）お答えいたします。まず、今回の改正でございますけれども、冒頭に市長が申し上げましたとおり、地方税法の改正により市税条例を改正するものでございます。

また、内容につきましてでございますけれども、期限の延長等の絡みもございまして、重立ったものの説明とさせていただきます。

まず最初に、95条のたばこ税率の改正でございますけれども、現行の3,064円を3,298円に改定するものでございます。市町村たばこ税の特例税率は平成11年度から恒久的な減税の実施に伴い、地方財政の円滑な運営に十分配慮するとの観点から、当分の間の措置として、国のたばこ税

の税率を引き下げるとともに、地方のたばこ税の税率を同率だけ引き上げることとされたことによりまして、地方税法の附則に特例税率として規定されていたものでございます。その後、18年度に税制改正によりまして、恒久的な減税として実施されてきた定率減税を廃止し、特定扶養親族に係る扶養控除の額の加算の特例など、並びに法人税率の特例及び法人事業税率の特例を本則の制度とされることになりました。これに伴いまして、今回、平成19年度以降、恒久的な減税に係る地方税の減収補てん措置として、たばこ税の増収措置である特例税率を本則の税率として恒久化する改正を行ったものであります。都道府県たばこ税は、附則税率の1,074円、本則に規定し、市町村たばこ税も附則税率の3,298円を本則の税率に規定するものでございます。

次に、附則第10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてでございますけれども、施行令附則第12条第22項が削除されたため、第4項中2号、施行令規則第12条第23項を第12条22項に、また第5項中の施行令附則第12条第25項を第12条第24項にそれぞれ繰り上げ整備することとなりました。また、新たに地方税法附則第16条第11項及び第12項により、高齢者の居住住宅、または高齢者等の居住専用部分について、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修が行われた場合、翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額する規定が創設されたことに伴いまして、本条に第6項を追加しようとするものでございます。

次に、附則第11条の3でございますけれども、平成19年度、または平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例でございますけれども、鉄軌道用地のうち複合利用鉄軌道用地の評価方法が変更され、この変更が次の評価年度である平成21年度を待たずに、平成19年度から実施されるため、平成19年度及び平成20年度における価格の特例について追加しようとするものでございます。

次に、附則第16条の2、たばこ税の税率の特例でございますけれども、本附則の特例税率を本則税率とするため、第1項中、「平成18年7月1日以降に第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき3,298円とする」を削除し、第2項中の「平成18年7月1日以降に売渡しが行われた」を削除し、同じく同項中の「及び前項」を削除し、2項を1項に繰り上げ、また3項を2項に繰り上げしようとするものでございます。

次に、附則第20条の5でございますけれども、保険料に係る個人の市民税の課税の特例についてでございますけれども、租税条約実施特例法の規定の整備により、個人住民税において社会保険料控除の対象となる保険料は、これまでは国内の社会保障制度に支払った保険料に限られておりましたけれども、外国の会社の保障制度に対して支払った保険料についても、社会保険料控除の対象となるということになるものでございまして、これによりまして特例規定が創設されたことに伴い、本条を追加しようとするものでございます。

なお、131条、これにつきましては、中身の条項の繰り上げによる改正でありまして、基本的な改正はございません。また、附則第19条の3及び20条、また20条の4については期限の延長であります。以上でございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）今の市長の説明及び課長の補足説明で、国会での地方税法の改正は一括でいろいろ出てきているんだが、そういう中で勝浦市に適用される地方税法上の部分、それが条例上、出されてきて、急施を要するもののみ専決にされたというふうに理解してるんだが、その中でも

今、例えばというよりも、今の説明でもあったように、住宅のバリアフリー改修の固定資産税特例措置の創設、これについては、住民にとって、特に高齢者、障害者等の居住する住宅の改修についての固定資産税の特例措置の創設でありますから、この点については賛意を表することができるのだが、一括で専決で出されてきている中でも、住民にとって、なるほど、これはうなずけるというものと、さっきもう一つ出されていたたばこ税については、本来、本則が 1,000本当たり 3,064円。しかし、附則で 3,298円と 234円上乗せしてあったわけですね。ところが、それが当分の間ということでやられていたものが、今度の改正で附則が本則に読みかえられたと。つまり、たばこ税が値上げということだと思えます。私、たばこはやめたんですけども、それにしても、お酒、ビール、たばこ等々、庶民の趣味、嗜好品、労働の後の疲れをいやすという点なんかから見ても、庶民に対する課税と。今の補足説明の中身を見ても、定率減税の廃止、今度、いよいよこの6月から住民税の定率減税半減が全廃になりますから、今の時点ではそのことには論議は触れませんが、国保税に対しても連動してくるわけですから、これはまた大変なことになるわけですが、いずれにしても、その一連の措置として、言ってみれば庶民増税ということはぬぐい切れないという点では、一面、いい点を高齢者や障害者に対する、ある意味、減税措置という、そういうものやってくる中で、一方で庶民増税という形になっている。そう言わざるを得ない。

専決で4月1日からの施行ですから、やらざるを得なかったんだろうけれども、私としては、どうもそれは納得いかないという感じがします。

この点について、しかし、税法が国会で改正されたのに伴う条例上の一部改正でありますから、これ以上、質疑を行っても市独自でどうのこうのできないという答えが返ってくるに違いないと思うので、質疑はとめますけれども、いずれにしても、私は今回の措置は、部分で庶民に対する減税が行われながら、全体としては庶民増税の改正だと言わざるを得ないということを述べて、質疑、終わります。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。高橋秀男議員。

○11番（高橋秀男君）附則第19条の3について質問させていただきます。担当課長よりお願いいたしますが、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例ですが、これは条例がたくさんいろいろありまして、理解に苦しむところなんです、これについて、1年延長することについて、もう少し詳しく説明願いたいと思います。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君）お答えいたします。附則第19条の3でございますけれども、これは上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に係る市民税の課税の特例でございます。株式等の譲渡による株式譲渡金額につきましては、他の所得と区分して申告分離課税の方法によって個人住民税が課されますけれども、その株式等に係る譲渡所得等の金額のうち、証券業者等を通じて譲渡した一定の株式等に係るものについては、平成16年度から20年度までの間、減税するということでありまして、これがさらに1年延びるというものでございます。

なお、勝浦市で課税する附則税率でございますけれども、これは 1.8%ということになっております。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。高橋秀男議員。

○11番（高橋秀男君）説明、ありがとうございます。端的にいいますと、キャピタルゲイン、要す

るに譲渡所得、これについての市町村税の 1.8%がもう 1 年延期になる、このように理解してよろしいのでしょうか。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君）そのとおりでございます。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）ご異議なしと認めます。よって、議案第26号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。本案を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君）挙手多数であります。よって、議案第26号は、承認されました。

---

○議長（末吉定夫君）次に、議案第27号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいま議題となりました議案第27号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成19年3月30日、法律第4号をもって地方税法等の一部を改正する法律が公布されたこと等に伴い、本条例について所要の改正をしようとするものであります。

それでは、勝浦市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容について申し上げます。

初めに、市民税について申し上げます。改正信託法の制定に伴い、人格のない社団、個人等について、法人課税信託に係る法人課税割額を課税しようとするものであります。

次に、市民税課税の特例について申し上げます。優良住宅地の造成に係る長期譲渡所得の特例について、財産の買いかえ及び交換した場合については、この特例を適用しない規定とするものであります。

次に、特定管理株式等の譲渡所得等の課税の特例について申し上げます。平成18年の法令の統合に伴い、これまでの証券取引法の名称が金融商品取引法に統合・改題されたため、条文を整備しようとするものです。

このほか、法改正等による根拠条項の移動等により、条文の整理を行おうとするものであります。

以上で議案第27号の提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君）1つだけお聞きしておきますが、今の条例改正に関連して、地方税法の国会での法改正の中で、国民健康保険税の課税限度額の引き上げが行われたと思うんです。現在53万円を56万円に限度額を上げることがやられたと思うんですが、今回、市条例として提案されてきていないわけですけれども、この点についての考え方は、つまり、この臨時会に提案しない理由、例えば6月の議会を出してくるのか、あるいは勝浦市の場合、限度額を引き上げないのか、その点について、1点だけお尋ねしておきたい。以上です。

○議長（末吉定夫君）答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君）ご答弁申し上げます。ただいまのご質問の件でございますけれども、勝浦では今まで保険税の税率改正がある場合、7月の臨時会等で行ってきております。ご質問の件につきましては、今後、課税事務を見極めた中で考えてまいりたいと思っております。いずれにいたしましても、6月議会か7月の臨時会というふうにご検討しております。以上です。

○議長（末吉定夫君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）ご異議なしと認めます。よって、議案第27号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君）それでは、討論を終結いたします。

これより議案第27号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（末吉定夫君）挙手多数であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（末吉定夫君）次に、議案第28号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案に関し、地方自治法第117条の規定により、丸 昭議員が除斥該当者であります。丸 昭議員の退席を求めます。

[13番 丸 昭君退席]

○議長（末吉定夫君）市長から提案理由の説明を求めます。藤平市長。

[市長 藤平輝夫君登壇]

○市長（藤平輝夫君）ただいま議題となりました議案第28号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、議会選出の監査委員、八代一雄君の議員の任期が満了したことに伴い、その後任に丸昭君を選任したいため、議会の同意を求めようとするものであります。

丸君の市議会での経歴につきましては、ご承知のとおり、平成11年に市議会議員に当選、以来、連続3期当選され、この間、市議会建設経済常任委員会委員長、総務常任委員会副委員長、議会運営委員会副委員長等の要職を歴任されております。その円満な人格と地方自治に関する深い見識は、監査委員として適任であると考えます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君）これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君）これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号 監査委員の選任につき同意を求めることについては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君）ご異議なしと認めます。よって、議案第28号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第28号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（末吉定夫君）挙手全員であります。よって、議案第28号は、これに同意することに決しました。

[13番 丸 昭君入席]

---

閉 会

○議長（末吉定夫君）以上をもちまして今期臨時会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これをもって平成19年5月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。

午後3時33分 閉会

---

本日の会議に付した事件

1. 仮議席の指定
1. 勝浦市議会議長の選挙
1. 議席の指定
1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 勝浦市議会副議長の選挙
1. 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
1. 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
1. 議会運営委員の選任について
1. 議事日程の追加について
1. 議会運営委員会の所管事項の調査について
1. 常任委員の選任について
1. 議案第26号～議案第28号の総括審議

上記会議の・末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝浦市臨時議長

勝浦市議会議長

署名議員

署名議員